

## <法人住民税の概要>

- ・法人住民税は、地域社会の費用について、法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- ・道府県民税と市町村民税があり、それぞれ均等割、法人税割がある。事業所等を有する法人に、その事業所等が所在する都道府県及び市町村が課税。

## 法人住民税

[税収]  
3兆9,695億円  
(平成19年度  
地方財政計画額)

### 均等割 資本金等の金額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税: 2~80万円

市町村民税: 5~300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税収] 都道府県: 1,369億円 市町村: 3,902億円

### 法人税割 法人税額に応じた負担を求めるもの

[税率] 道府県民税: 法人税額の5%[法人所得の1.5%相当](制限税率6%)

市町村民税: 法人税額の12.3%[法人所得の3.69%相当](制限税率14.7%)

[税収] 都道府県: 9,669億円 市町村: 2兆4,755億円

## ○法人住民税の分割基準

事務所等の存在する都道府県又は市町村に納付。

- ・均等割 → 分割基準なし(事業所が所在する地方自治体全てに納付)
- ・法人税割 → 各事業所に属する従業員数で按分

## <法人事業税の概要>

- ・法人事業税は、法人が事業活動を行うに当たり、自治体の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費の負担を求めるもの。
- ・事業所等を有する法人に、その事業所等が所在する都道府県が課税。

## 法人事業税

[税込]

5兆6,473億円  
(平成19年度  
地方財政計画額)

外形標準課税の対象

資本金1億円超の法人

※課税対象法人約3.2万社 / 全法人約248万社  
(約1.3%)

外形標準課税の対象外

資本金1億円以下の法人  
や公益法人など  
電気、ガス、生保、損保

所得、付加価値、資本等に対して課税

|        |                    |               |
|--------|--------------------|---------------|
| 所得     | (所得によって) 3.8%~7.2% | (約3/4)        |
| 付加価値額  | 0.48%              | 外形標準課税 (約1/4) |
| 資本等の金額 | 0.2%               |               |

所得に課税 (所得によって) 5.0%~9.6%

収入割 収入金額の1.3%

## ○法人事業税の分割基準

2以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人は、課税標準の総額を以下の基準により按分して関係道府県に分割。事務所等の所在する都道府県に申告・納付。

### <製造業>

事務所等の従業者の数(資本金が1億円以上の法人にあっては、工場の従業者の数を5割増にして算定)

### <その他の事業>

2分の1:事務所等の数

2分の1:事務所等の従業員の数

・地方の法人二税は、法人所得の地理的偏在により、自治体間の税収格差につながっている。

住民一人あたりの主な地方税の地域間格差(最大/最小の倍率)

|            | 法人二税<br>(住民税・<br>事業税) | 個人住民<br>税<br>(所得割) | 固定資産税 | 一人当たり<br>県民所得 | 地方消費税<br>(清算後) | 地方税収計  |
|------------|-----------------------|--------------------|-------|---------------|----------------|--------|
| 地域間格差      | 6.5倍                  | 3.3倍               | 2.4倍  | 2.3倍          | 2.0倍           | 3.2倍   |
| (参考)<br>税収 | 7.6兆円                 | 8.0兆円              | 8.8兆円 | —             | 2.6兆円          | 34.8兆円 |

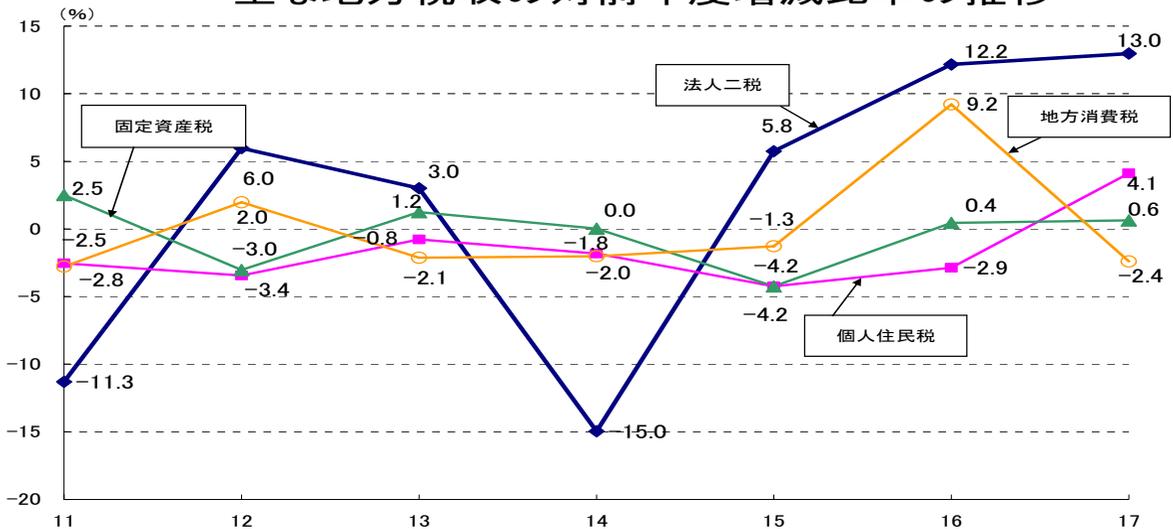
(注)各税収は平成17年度決算、1人当たり県民所得は平成16年度。

平成18年度決算の速報値では、法人二税の地域間格差は6.1倍。

(出所)総務省資料より作成

・地方法人二税の税収は極めて不安定。

主な地方税収の対前年度増減比率の推移

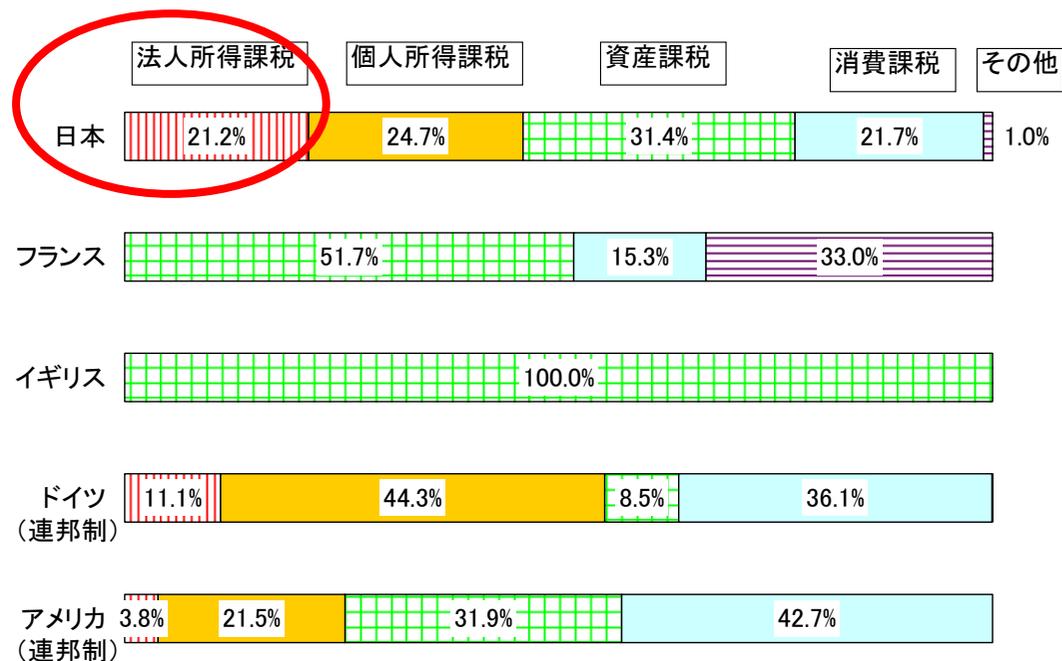


(注)制度改正の影響は調整していない。平成16年度の消費税の増加率の上昇は免税点の引下げの影響が大きいものと考えられる。

(出典) 総務省HP「地方税の計数資料」より経済産業省作成

- ・諸外国と比較し、我が国は地方の税収において地方法人所得課税への依存度が大きい。  
 ー英、仏には地方法人所得課税はなく、連邦制の米、独ですら日本より低い水準。

### 地方の税収構成の国際比較



(出所)OECD 「Revenue Statistics 2005」

### 望ましい地方税の条件

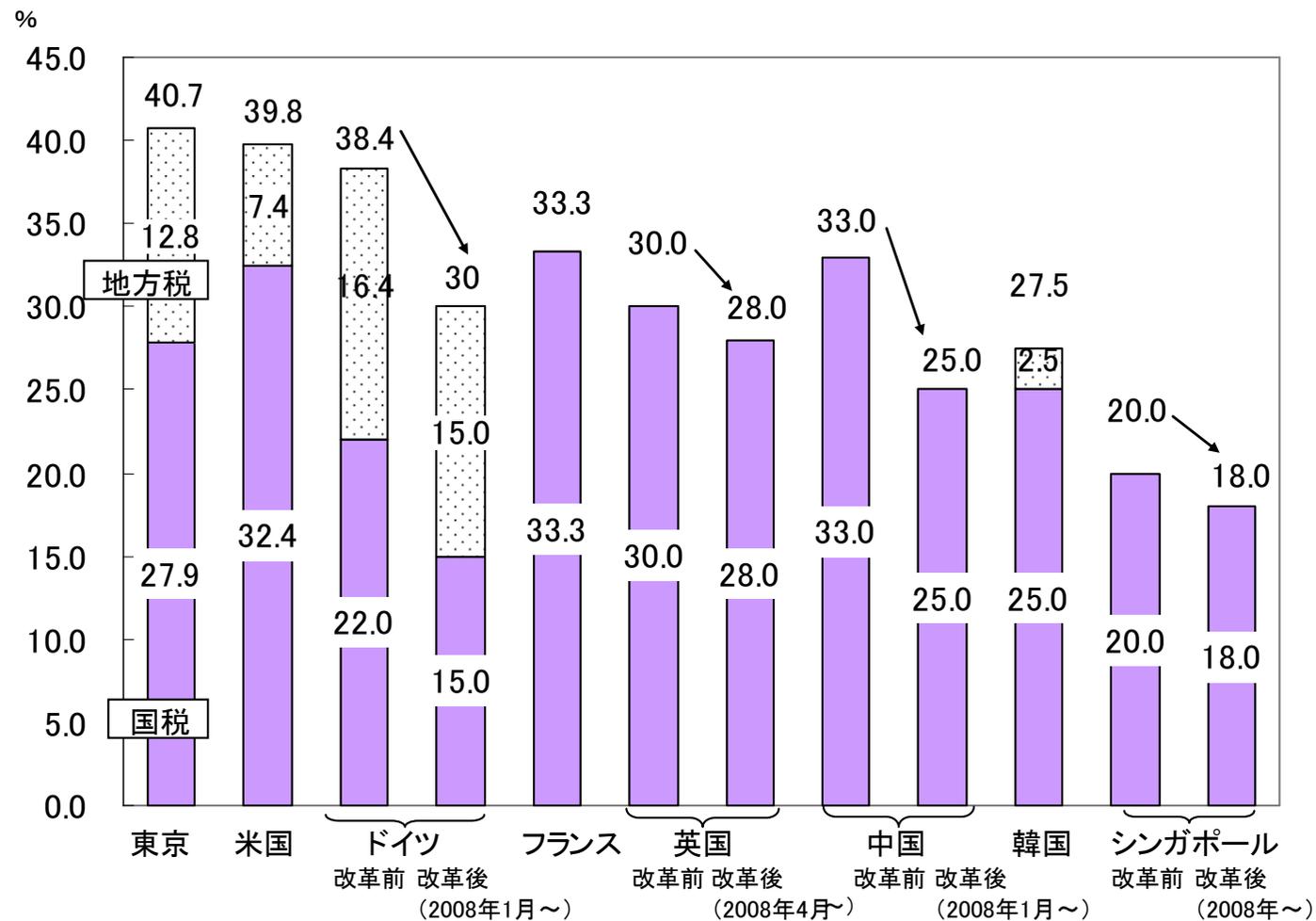
- (1) 収入の安定性
- (2) 地域間で偏在しない
- (3) 課税ベースが地域間で移動しない
- (4) 受益する住民に負担感が明確

|               |     | (1) | (2) | (3) | (4) |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 個人住民税         | 所得割 | △   | △   | △   | △   |
|               | 均等割 | ○   | ○   | △   | ○   |
| 法人二税          |     | ×   | ×   | ×   | △   |
| 固定資産税 (土地・家屋) |     | △   | △   | ○   | ○   |
| 地方消費税         |     | ○   | ○   | △   | △   |

(出所)税務広報 2007年4月号

『地方の自立と地方税の課題: 地方法人課税を中心に (佐藤主光 一橋大学政策大学院)』より抜粋

・我が国の法人実効税率は諸外国と比べて高い。



**諸外国で進む実効税率の引き下げ**

|             | 00年   | 07年          |
|-------------|-------|--------------|
| ・日本(東京)     | 42.0% | 40.7% (※1)   |
| ・EU(15ヶ国)平均 | 35.4% | 28.1% (▲7.3) |
| ・OECD平均     | 34.0% | 27.7% (▲6.3) |
| ・アジア(※2)平均  | 27.9% | 27.2% (▲0.7) |

(※1) 外形標準課税の導入によるもので、実際の税負担は変わらない。(※2) NIES+ASEAN4+中国

(出所) 07年7月「KPMG's Corporate and Indirect Tax Rate Survey 2007」